期間の定めのある預金

2025年9月1日現在

商品名		年金定期預金
販売対象		・当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給)を継続的にお受取りの個人の方のみ
期間		・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続)または普通定期預金
預入	(1)預入方法	・一括預入
	(2)預入金額	・20万円以上5,000万円以下
	(3)預入単位	・1円単位
払戻方法		・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1)適用金利	・固定金利 預入時の本商品所定の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における年金定期預金の利率を適用します。 ・満期(継続)時、年金のお受取りがない場合は、満期(継続)時のスーパー定期1年の店頭表示金利となります。
	(2)利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
	(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税金		・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料		・手数料はかかりません。
付加できる特約事項		・自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取り扱いができます。
中途解約時の取り扱い		・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 6か月未満・・・・・・・・・解約日における普通預金利率 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%
金利情報の入手方法		・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置		・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:06-6267-1636)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を解決する方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他参考となる事項		・預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。